

大和市告示第65号

大和市障害者グループホーム運営事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市障害者グループホーム運営事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）第2条第5号に掲げる障害者グループホーム運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行うグループホームであつて、同法第36条第1項の規定による指定を受けたものをいう。以下同じ。）が行う神奈川県の定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行。以下「交付要領」という。）別表5 障害者グループホーム運営事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 運営費

(2) 体制整備促進費のうち、次に掲げるもの

ア グループホーム介護支援費

イ 常勤支援員配置促進費

(事業の届出)

第3条 助成対象事業を実施しようとする事業者は、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）（平成31年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第5条の事業実施届を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 助成対象事業を実施する事業者は、当該助成対象事業の変更、中止又は廃止をしたときは、速やかに実施要領第6条の事業変更（中止・廃止）届を市長に提出しなければならない。

(助成金の対象経費及び助成の額)

第5条 助成金の対象経費は、第2条各号に掲げる事業について、それぞれ交付要領別表交付要件

等の欄に掲げる補助対象経費とする。

- 2 助成金の額は、前項に規定する補助対象経費から国庫支出金等の特定財源を控除した額又は前項の事業ごとに交付要領別表交付要件等の欄に規定する補助基準額のいずれか少ない方の額とする。

(助成金の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業を実施した翌月以降、各月ごとに障害者グループホーム運営事業助成申請書に、提供した指定障害福祉サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、助成の可否を決定した上で、障害者グループホーム運営事業助成決定通知書により申請者に通知する。この場合において、助成金の交付を決定した申請者（以下「決定者」という。）からの請求に対し、当該請求を受け付けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

- 3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、大和市自立支援給付費の支給等に関する規則（平成18年大和市規則第38号）第16条第5項の規定により決定者に係る介護給付費等の審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託しているときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条の規定による支払と併せて当該決定者に対する助成金を交付することができる。

(実績報告)

第7条 決定者は、当該会計年度の助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、実施要領第7条の事業実施状況届を市長に提出しなければならない。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、照会により暴力団等に該当することが判明したときは、第6条第2項前段の決定を行わない。

(返還命令)

第9条 市長は、決定者が助成金を不正に使用し、又は虚偽の請求により助成金の交付を受けたと認める場合は、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備等)

第10条 決定者は、助成対象事業に係る収入及び支出についての書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期間は、助成対象事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から起算して10年間とする。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	障害者グループホーム運営事業助成申請書	第6条
第2号様式	障害者グループホーム運営事業助成決定通知書	第6条